

茅ヶ崎市自動車解体業許可等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の区域内における使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業／環境省令第7号。以下「省令」という。）に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破砕業の許可（破砕業者の変更の許可を含む。以下同じ。）等の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業計画者 解体業及び破砕業の許可の申請又は届出を行おうとする者であって、この要綱に定める事前相談及び事前調整を要する者をいう。
- (2) 申請等 法令等及び本要綱に基づく申請又は届出を行うことをいう。
- (3) 事前相談 解体業及び破砕業に係る申請等の事前調整に先立ち、事業計画者が市長に行う事前の相談をいう。
- (4) 事前調整 解体業及び破砕業に係る申請等の手続に先立ち、市長と事業計画者が行う事前の調整をいう。
- (5) 試運転 施設の竣工後、当該施設により実際に解体自動車を破砕又は破砕前処理できることを確認するために行う運転のことをいう。
- (6) 竣工検査 破砕施設の許可を受ける前に、市長が実施する検査のことをいう。

(事前相談)

第3条 解体業及び破砕業に係る許可を受けようとする者は、自動車解体業許可等相談票（第1号様式。以下「相談票」という。）を提出し、市長に解体業及び破砕業の許可の申請の事前相談（以下「事前相談」という。）をするものとする。

- 2 市長は、事前相談があったときは、当該相談票に基づく聞き取り調査を実施し、事業計画の概要及び実現性の把握に努めるものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、事業計画者に資料等の提出を求めることができる。
- 3 資源循環課長は、前項の事業計画が解体業及び破砕業に係る事業所の設置若しくは移転に係るもの又は解体業及び破砕業の用に供する施設の主要な設備の構造又は規模の変更に係るものであるときは、速やかに当該事業計画に係る関係法令を所管する関係機関及び関係課へ情報提供を行うものとする。

(事前調整)

第4条 事業計画者は、当該事業計画が次に該当するものと認められる場合は、市長と事前調整を行うものとする。

- (1) 解体業及び破砕業の新規許可申請
- (2) 破砕業の変更許可申請
- (3) 解体業及び破砕業に関係する次に該当するもの（第1号及び第2号に該当するものを除く。）

ア 事業所を新たに設置するもの又は移転するもの

イ 事業の用に供する施設の主要な設備の構造又は規模を変更するもの

ウ 既存の事業所の用に供する施設を更新するもの

- 2 市長は、事前調整にあたっては、事業計画者に、事前に事業予定計画書（第2号様式）及び附属書類（以下「事業予定計画書等」という。）の提出を指導するものとする。

事業予定計画書等の提出部数は2部とする。

なお、市長は必要があると認めるときは、事業計画者に対し、附属書類を省略させ、又は書類の追加を求めることができる。

3 市長は、事業計画者から事業予定計画書等の提出を受けたときは、速やかに形式要件の確認を行い、形式要件に適合する場合は当該事業予定計画書等を收受し、事前調整を開始するものとする。なお、形式要件に適合しないと認められるときは、当該事業予定計画書等を返却するものとする。

4 市長は、事業予定計画書等の審査及び事業計画者からの聴取並びに現地確認によって、当該事業計画について、次に掲げる要件への適合性、第6条に基づく周知等の状況を確認するものとする。

また、併せて、引取り、引渡し及び再資源化の適正な管理を図られることを確認するものとする。

(1) 法に適合すること。

(2) 関係法令に係る許認可の取得等の証明ができること。（取得等の証明の見込みがあると判断される場合を含む。）

5 市長は、前項の過程において必要と認めるときは、事業計画者に対し、当該事業計画の変更の指導又は提出を受けた事業予定計画書等の訂正の指示（以下「指導等」という。）をすることができる。

この場合において、指導等は原則として文書をもって行うものとする。

6 事業計画者は、前項に係る指導等を受けた場合は、措置状況等の報告を原則として文書をもって市長に行うものとする。なお、事業予定計画書等の訂正等の指示に対しては、訂正済の書類の提出をもって代えることができるものとする。また、市長は、訂正前の関係書類は別途保存するものとする。

7 市長は、当該事業計画及び周知等の状況が適正なものと認められたときは、事前調整が終了した旨を事業計画者に通知するものとする。

8 事業計画者は、第5項の規定に基づく指導等を受けた日から3か月を経過してもなお当該指導等に対する改善策の提示等ができないときは、指導等を受けた日から3か月ごとに事前調整の継続の意思の有無及び当該指導等に対する対応状況を文書により市長に報告するものとする。

9 市長は、次のいずれかに該当するときは事前調整を中断することができる。なお、事前調整を中断したときは、当該事業計画者に中断の事実及び理由を文書により通知するとともに、既に提出を受けている事業予定計画書等を返却するものとする。

(1) 事業計画者が正当な理由がなく前号に基づく報告を1年（市長が第4号に基づく指導等を行った日又は前号に基づき市長が事業計画者から最終の報告を受けた日を起算日とする。）を超えて遅滞させたとき

(2) 第4項の事前調整において、当該事業計画が実現困難な状況にあると認められたとき

10 市長は、第5項に基づく指導等を行った日（最終の指導等を行った日を起算日とする。）から3年を経過してもなお当該指導等に対する改善策の提示等がないとき、又は当該指導等に対する措置が履行不可能と判断したときは、当該事業計画者に事業予定計画書等の取り下げを指導することができる。

11 資源循環課長は、当該事業計画について、第9号に基づき事前調整の中断があったとき、又は前項に基づく指導を受けて事業計画者が事業予定計画書等を取り下げたときは、その事実を関係機関及び関係課に情報提供するものとする。

12 市長は、事前調整において、関係法令の手続き及び地域との調和等に係る指導について、関係機関との総合的な事前調整を図るものとし、必要があると認めるときは、計画の変更を指

導することができる。

13 市長は、第1項に基づく事前調整が同一の事業計画に係るものであるときは、一括して事業計画者との事前調整を行うものとする。

14 市長は、事前調整において、事前計画者の対応が著しく不誠実と認められる場合は、手続きを中断し、関係書類を返却することができる。

(関係各課との協議)

第5条 資源循環課長は、前条第1項に該当するものにあつては、原則として次の事項について関係機関及び関係各課と協議するものとする。

- (1) 関係機関及び関係各課が所管する法令及びこれらに基づく指導事項
- (2) 関係機関及び関係各課が所管する条例及び規則並びにこれらに基づく指導事項
- (3) 関係機関及び関係各課の策定した総合計画等に基づく指導事項
- (4) 関係機関及び関係各課の規程等に基づく指導事項

(周辺住民に対する周知)

第6条 事業計画者は、第4条第1項第1号、第2号及び第3号ア又はイ(変更後の破碎施設の処理能力の増加を伴うものに限る。)のいずれかに該当するもの(工業専用地域内の処理施設等に係るものを除く。)にあつては、当該事業計画に係る施設の設置予定地等の周辺で環境への影響が予測される地域の住民等の理解を求めため、事業計画について周知に努めるものとする。

2 周知は、事業計画の用に供する土地の周辺の生活環境に及ぼす影響を考慮して事業計画者が定めた区域を範囲とし、その区域内の居住者及びその区域内で事業を営むもので当該事業を代表する者を対象に、説明会を開催することにより行うものとする。

3 事業計画者は、前号に定める説明会の開催を行おうとするときは、次に掲げる事項に適合する周知計画書(第4号様式)を作成し、事前に市長に届け出るものとする。

- (1) 説明区域は、原則として自治会等を単位とした合理的な範囲であること
- (2) 説明会の開催場所は、対象者の利便を十分考慮した合理的な場所であること
- (3) 説明会の開催に当たっては、当該説明会に先立つ適切な期間内に、開催の日時及び場所並びに当該計画の概要及び周辺地域の状況等を記載した印刷物を対象者に配布するとともに、説明区域内の複数の箇所に説明会の開催に係る掲示を行うなど、事前の周知に十分留意するものであること

4 市長は、周知計画書を審査した結果、適切なものと認めたときは、その旨を事業計画者に通知するものとする。

5 事業計画者は、市長から当該通知を受けたときは、周知を速やかに実施するものとする。

市長は、周知計画書を審査の結果、周知範囲及び説明会の開催方法等が妥当性を欠くと判断したときは、事業計画者に当該周知計画の変更等の指導を行うことができる。

6 事業計画者は、説明会を開催したときは、当該説明会の記録、住民等から提起された事業計画に対する意見、その他対応等の記録を併せた議事録(以下「説明会開催経過書」という。

)を作成し、周知結果報告書(第5号様式)に説明会開催経過書を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

7 事業計画者は、説明会開催経過書を作成したときは、被説明者の求めに応じ、当該説明会開催経過書の閲覧の機会を与えるものとする。

8 市長は、第2項に規定する説明会の開催について、次のいずれかに該当すると判断したときは、他の方法をもって代えさせることができる。この場合において、第3項から前項までの規定を準用する。

- (1) 他の説明方法が、説明会の開催に代わる合理的手段として第2項に規定する周知対象者の

理解を促進するとき

(2) 現有の施設の変更であり、当該施設の変更後の性能が明らかに周辺環境を向上させるものであるとき

9 市長は、前項に基づく周知にあたり、必要な指導を行うことができる。

(添付書類)

第7条 申請等に係る書類は、別表第1及び別表第2に定める。

(解体業及び破砕業の許可の審査)

第8条 市長は、解体業及び破砕業の許可に係る申請者（以下「許可申請者」という。）から申請書の提出を受けたときは、速やかに法令等との適合性を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。また、法令等に基づく届出を受けた場合も同様とする。

なお、必要と認めるときは資料等の提出を求めることができる。

2 前項の許可に係る審査基準は、解体業に係る申請にあつては、省令第57条に定める許可基準とし、破砕業に係る申請及び事業範囲の変更の申請にあつては、省令第62条に定める許可基準とする。

3 市長は、第1項に基づく審査を終了したときは、審査結果報告書（第8号の1様式又は第8号の2様式）を作成するものとする。

4 市長は、解体業及び破砕業の許可をするときは、許可申請者に許可証の交付と併せて、許可証の区分に応じた許可通知書（第9号の1様式から第9号の3様式まで）を交付するものとする。また、解体業及び破砕業の許可しないときは、解体業に係る申請にあつては解体業不許可通知書（第10号様式）、破砕業にあつては破砕業不許可通知書（第11号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

(引取業者及びフロン類回収業者の登録の審査)

第9条 市長は、引取業者及びフロン類回収業者の登録に係る申請書の提出を受けたときは、速やかに法令等との適合性を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。また、法令に基づく届出を受けた場合も同様とする。

2 市長は、必要があると認めるときは資料等の提出を求めることができる。

3 前項の登録に係る審査基準は、引取業に係る申請及び届出にあつては、省令第47条に定める登録基準とし、フロン類回収業に係る申請及び届出にあつては、省令第51条に定める登録基準とする。

(登録通知等)

第10条 市長は、引取業者及びフロン類回収業者の審査登録するときは、引取業に係る申請及び届出にあつては引取業登録等通知書（第12号様式）、フロン類回収業に係る申請及び届出にあつてはフロン類回収業登録等通知書（第13号様式）によりそれぞれ通知するものとする。また、引取業者及びフロン類回収業者の登録をしないときは、引取業に係る申請及び届出にあつては引取業登録拒否通知書（第14号様式）、フロン類回収業に係る申請及び届出にあつてはフロン類回収業登録拒否通知書（第15号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

(受理書の交付等)

第11条 市長は、解体業及び破砕業に係る許可申請について、当該申請内容が適正なものと認めるときは、申請者に申請書の受理を証する文書（以下「受理書」という。）を交付するものとする。

2 前項の申請をした者は、同項に基づく受理書の交付を受けた後、当該申請に係る施設の工事に着手するものとする。

3 第1項に規定するもののほか、第4条第1項第3号ア及びイ（変更後の破砕施設の処理能力の増加を伴うものに限る。）の事業計画に係る施設の設置については、事業計画者は第4条第

7項に規定する市長からの通知を受けた後、当該施設の工事に着手するものとする。

(試運転)

第12条 前条第2項に係る工事が破砕業に係る施設で、当該破砕施設の試運転を行おうとするときは、自動車破砕施設の竣工検査等に係る事務取扱要領（平成29年4月1日施行。以下「竣工検査要領」という。）の定めるところにより、あらかじめ市長に連絡するものとする。

(竣工検査)

第13条 許可申請者は第11条の受理書の交付を受けた破砕施設が完成したときは、竣工検査要領の定めるところにより、当該破砕施設を使用する前に市長の実施する竣工検査を受けるものとする。

(調整経過の記録等)

第14条 市長は、第4条第1項各号に係るものの事前相談若しくは事前調整又は解体業若しくは破砕業の許可若しくは変更許可の申請の手続きを受けたときは、案件ごとに自動車解体業許可等調整経過票（第16号様式。以下「調整経過票」という。）を作成し、当該案件に係る進行管理を行うものとする。なお、事前相談に引き続き事前調整若しくは解体業及び破砕業の許可の申請手続きを受けた案件にあつては、事前相談と同一の調整経過票を用いるものとする。

2 許可手続き等が終了したもの（第4条第9号に基づく中断又は同条第10号に基づく取り下げを含む。）に係る調整経過票は、事前相談若しくは事前調整終了日の属する年度の終了する日の翌日から5年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表第1)

(第7条関係) 引取業者・フロン類回収業者の登録の申請に必要な添付書類

添付書類		業の区分	
		引取業	フロン類回収業
1	誓約書	・様式第3号の1	・様式第3号の2
	根拠法令	規則第46条第1項	規則第50条第1項
2	住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）（個人）	規則第46条第1項第1号	規則第50条第1項第1号
3	登記事項証明書（法人）	規則第46条第1項第2号	規則第50条第1項第2号
4	法定代理人※の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） ※法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書。 （申請者が未成年の場合）	規則第46条第1項第3号	規則第50条第1項第3号
5	エアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	規則第46条第1項第4号	
6	フロン類回収設備の所有権又は使用する権原を有することを証する書類		規則第50条第1項第4号
7	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類		規則第50条第1項第5号

(別表第2)
 (第7条関係) 解体業・破砕業の許可の申請に必要な添付書類

添付書類		業の区分	
		解体業	破砕業
1	誓約書	・様式第3号の3	・様式第3号の3
	根拠法令	規則第55条第1項	規則第60条第1項
2	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取図(当該施設が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けている施設である場合を除く)※	規則第55条第1項第1号	規則第60条第1項第1号
3	施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類※	規則第55条第1項第2号	規則第60条第1項第2号
4	事業計画書	・様式第6号の1	・様式第6号の2
	根拠法令	規則第55条第1項第3号	規則第60条第1項第3号
5	収支見積書	・様式第6号の1	・様式第6号の2
	根拠法令	規則第55条第1項第4号	規則第60条第1項第4項
6	住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人)	規則第55条第1項第5号	規則第60条第1項第5号
7	定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人)	規則第55条第1項第6号	規則第60条第1項第6号
8	役員の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法人)	規則第55条第1項第7号	規則第60条第1項第7号
9	5%以上の株を有する者、又は5%以上の出資をした者がいる場合、これらの者の株式の数又はその出資した金額を記載した書類並びに住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は登記事項証明書	規則第55条第1項第8号	規則第60条第1項第8号
10	政令第5条に定める使用人がある場合、使用人の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	規則第55条第1項第9号	規則第60条第1項第9号
11	法定代理人の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(申請者が未成年でありかつ法定代理人が個人の場合)	規則第55条第1項第10号	規則第60条第1項第10号
12	定款又は寄附行為及び登記事項証明書、役員の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(申請者が未成年であり、かつ法定代理人が法人の場合)	規則第55条第1項第11号	規則第60条第1項第11号

※運搬車両と容器がある場合には、様式第7号の1及び様式第7号の2を用いること。

※更新の許可の場合で、その内容に変更がない場合には2、3の書類は不要

自動車解体業許可等相談票

提出日 年 月 日

<記入者> 氏名

事業計画者との関係

<事業計画者> 氏名（法人名）

代表者名

所在地

電話番号

業種

従業員数

年間売上高

関連企業

- <相談区分> 自動車解体業に係る新規許可申請
 自動車破碎業に係る新規許可申請
 自動車破碎業に係る事業範囲の変更許可申請
 新たな事業所の設置（移転を含む。）
 施設の主要な設備の構造又は規模の変更
 施設の更新

- <業務経歴> 自動車解体業の実績 有（ 年間） 無
（場所）
 自動車破碎業の実績 有（ 年間） 無
（場所）

<計画内容>

◎ 事業の内容

◎ 事業の予定区域

1 所在地：

2 面積：

3 土地の地目：

4 土地権利関係 自己所有地 借地 その他（ ）

5 用地選定理由 既存の処理施設設置場所 その他（ ）

◎ 土地利用の区分

市街化区域

- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- その他()

市街化区域外

- 市街化調整区域
- 未線引区域
- その他()

周辺の土地利用状況

- 住宅地
- 農地
- その他()

◎ 施設の概要

○解体業の場合

- ・使用済自動車の保管施設
- ・燃料抜取場所の概要
- ・解体作業場の概要
- ・解体自動車の保管施設
- ・部品等の保管施設
- ・解体に用いる設備等の概要

○破砕業の場合

- ・解体自動車の保管施設
- ・プレス機、せん断機の有無、施設の概要
- ・破砕機の有無、施設の概要
- ・破砕残さ等の保管施設

◎ 事業の概算費用 全体額 千円

(内訳) 施設経費 土地取得費

- (注) 1 事業予定地の付近の見取図を添付してください。
2 事業敷地内の配置図を添付してください。(簡易なもので可)

第2号様式（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

事業予定計画書

年 月 日

（宛先） 茅ヶ崎市長

事業計画者

住 所

氏 名 印
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電 話

自動車解体業許可等事務処理取扱要綱第4条に基づき、事業予定計画書及び附属資料を提出します。

事業計画名

附属資料一覧

項 目	解体業	破砕業	
		破砕前処理	破砕業(令7規模以下施設)
1 誓約書(第3号の3様式)	○	○	○
2 施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書 付近の見取図(次の内容を記載) ①案内図 ②申請地周辺の状況図(自治会等範囲の記載) ③詳細図(敷地境界から200m程度の周辺状況及び搬入 路の経路・幅員、通学路等を記載)	○	○	○
3 施設を使用する権原を証する書類	○	○	○
4 事業計画書(第6号の1様式)	○	/	/
〃(第6号の2様式)			
5 運搬車両の写真(第7号の1様式)	○	○	○
6 運搬容器の写真(第7号の2様式)	○	○	○
7 収支見積書(第6号の1様式)	○	/	/
収支見積書(第6号の2様式)			
8 住民票の写し及び登記事項証明書(個人の場合)	○	○	○
9 定款又は寄附行為及び登記簿謄本(法人の場合)	○	○	○
10 役員の住民票の写し及び登記事項証明書(法人の場合)	○	○	○
11 5%以上の株を有する者又は5%以上の出資をした者がいる 場合、これらの者の株式の数又はその出資した金額を記載し た書類並びに住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の 謄本	○	○	○
12 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書(政令第5条に定 める使用人がある場合)	○	○	○
13 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書(申請者が未 成年でありかつ法定代理人が個人の場合)	○	○	○
14 定款又は寄附行為及び登記事項証明書、役員の住民票の写し 並びに登記事項証明書(申請者が未成年でありかつ法定代理 人が法人の場合)	○	○	○
15 周知計画書(第4号様式)	○	○	○
16 既に取得している産業廃棄物処理業又は自動車解体業若しく は自動車破砕業の許可証の写し	○	○	○
17 標準作業書	○	○	○
18 関係法令等に係る手続状況の説明資料及び許可証等の写し	○	○	○
19 機器仕様書		○	○
20 市長が指示した書類	○	○	○

第3号の1様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

誓約書

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第45条第1項に定める欠格要件

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち1から5までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記欠格要件1から7のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

第3号の2様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

誓約書

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第56条第1項に定める欠格要件

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち1から5までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記欠格要件1から7のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

誓約書

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号に定める欠格要件

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 この法律、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件3の政令で定める使用人

- ①大気汚染防止法 ②騒音規制法 ③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ④水質汚濁防止法 ⑤悪臭防止法 ⑥振動規制法
- ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

上記欠格要件8及び10の政令で定める法令

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記欠格要件1から10のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

周知計画書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

自動車解体業許可等事務処理要綱に基づき、次のとおり提出します。

施設の設置場所		
周知を図る区域		
説明会 の 開 催 に 関 す る 事 項	開催予定の日時	年 月 日 時から 時まで
	開催予定の場所	会場名称 所在地
	会場の入場可能人員	
	開催の周知方法	
	事業計画者側の説明会における責任者及び出席予定者	
説明会以外の事業計画を周知する方法		
連絡先	部署名 担当者名	電話番号

- ① 周知を図る区域選定の理由を、別添に任意の様式で具体的に記入し提出してください。
- ② 周知を図る区域の範囲が分かる見取図を添付してください。
- ③ 周知に係る配付資料等の関係資料を添付してください。

周知結果報告書

年 月 日

（宛先） 茅ヶ崎市長

住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

自動車解体業許可等事務処理要綱に基づき、次のとおり提出します。

施設の設置場所		
説明会 の 開 催 に 関 する 事 項	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	会場名称 所在地
	説明会の参加人員	
	事業計画者側の 出席者	
	説明会の経過及び 概要	
連絡先	部 署 名 担 当 者 名 電 話 番 号	

- ① 説明会において配付した説明資料等を添付してください。
- ② 説明会において住民等から出された意見に対する措置について、任意の様式により説明資料を添付してください。

解体業事業計画書及び収支見積書

年 月 日現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休日数、扱う車種（乗用車、大型車を含む。）

別紙のとおり

（フロー概略図を添付）

業務時間	～	従業員数	人	休業日	
------	---	------	---	-----	--

1-2. 使用済自動車の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 解体実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理台数	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4. 解体能力

1日あたり処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	台 (台)	保管量の上限	台 (台)
現在保管数	台 (台)	現在保管数	台 (台)

※ 事業所以外の場所で保管している場合には、その台数を内数で () に記入してください。

1-6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 (年) (決算月 (月))		今年度の見込み (年間)	
		年度 (千円)	1台あたり (円)	年度 (千円)	1台あたり (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外利益	カ (主に支払利息)				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台あたり」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ってください。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上してください。

(保管基準を超えて保管している場合に限る)

解体業事業計画書及び収支見積書

年 月 日 現在作成

2-1. 不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類 (すべて記載) (注)	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量 (種類別)	
過去1年間の年間搬出実績 (種類別)	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善にかかる予定費用	
改善にかかる資金の調達先	

(注) 使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入してください。

2-2. 詳細収支見積書（許可取得後1年間）

I 総括表

	単位	
自動車解体業による利益（Ⅱ表ア）	千円	千円
保管解体自動車に係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	千円
差引	千円	千円
差引がマイナスの場合		
（上記が借入金の場合の借入先）		

II 収益の計算表

	単位	
有益部品売却益（1台あたり平均）A	円	
使用済自動車等引取料金（1台あたり平均）B	円	
販売費及び一般管理費（1台あたり平均）C	円	
新規引取使用済自動車年間処理台数 D	台	
新規引取使用済自動車等利益 $E=(A-B-C) \times D$	千円	
保管使用済自動車年間処理台数 F	台	
保管使用済自動車等利益 $G=(A-C) \times F$	千円	
自動車解体業による利益 ア $H=E+G$	千円	
保管解体自動車年間処理台数 I	台	
保管解体済自動車に係る処分費用 イ $J=C' \times I$	千円	

III 単価（1台あたりの平均）の算出方法

有用部品売却益 →ⅡのAへ	円
使用済自動車等引取料金 →ⅡのBへ（注）	円
販売費及び一般管理費 →ⅡのCへ	円

（注）1 有償による引取を想定しているが、処分料を徴収して引き取っている場合は、マイナスで計上してください。

2 過去直近3年間の決算書（個人の場合は、所得税納税申告書及び納税証明書）を添付してください。

2-2. 詳細収支見積書（つづき）

詳細収支見積書附表

項目	直近期の実績（千円）	単 価（円）	主な取引先、引渡先又は売却先	備 考	
収 入	有用物売却収入			※主な内訳は下記のとおり	
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	その他				
	エアバッグ類回収料金				前年引渡件数（ ）台
	廃棄物収集運搬手数料				前年輸送件数（ ）台
	使用済自動車処分手数料(注)				前年受託実績（ ）台
支 出	使用済自動車引取費用（注）			前年引取台数（ ）台	
	廃棄物処分委託手数料（計）				
	鉛蓄電池				
	リチウムイオン電池				
	ニッケル・水素電池				
	タイヤ				
	廃油				
	廃液				
	蛍光管				
	解体自動車（廃車ガラ）				
	（種類）				
	（種類）				
	（種類）				
その他の廃棄物					

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入してください。
 2 直近年について作成してください。
 3 使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、使用済自動車を買取っている場合は、支出欄に記載してください。

2-3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注) 前年度の決算書 (貸借対照表を含む。) を添付する場合は、作成不要

破碎業事業計画書及び収支見積書

年 月 日現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休日数を含む。）

（フロー概略図を添付）							
業務時間	：	～	：	従業員数	人	休業日	

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	— 年度実績 (3年前)	— 年度実績 (2年前)	— 年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主 な 引 取 先				

1-3. 破碎実績

年 度	— 年度実績 (3年前)	— 年度実績 (2年前)	— 年度実績 (1年前)
年間処理台数	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4. 破碎等能力

1日あたり処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台	保管量の上限	t
現在保管量	台	現在保管量	t

※ 事業所以外の場所で保管している場合には、その台数を内数で () に記入してください。

1-6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 (年) (決算月 (月))		今年度の見込み (年間)	
		年度 (千円)	1台あたり (円)	年度 (千円)	1台あたり (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
経費	イ				
うち廃棄物処理委託費	ウ				
営業利益	エ=ア-イ				
営業外利益	オ (主に支払利息 (注))				
経常利益	カ=エ+オ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

- (注) 1 「1台あたり」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ってください。
 2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上してください。

(保管基準を超えて保管している場合に限る)

破砕業事業計画書及び収支見積書

年 月 日 現在作成

2-1. 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類 (すべて記載) (注1)	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量 (種類別)	
過去1年間の年間搬出実績 (種類別)	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善にかかる予定費用	搬出費用 円 処分費用 円 販売費用 円 計 円
改善にかかる資金の調達先	

(注1) 解体自動車、ASR以外の廃棄物がある場合には保管量も記入してください。

2-2. 詳細収支見積書（許可取得後1年間）

I 総括表

	単位	
自動車破砕業による利益（Ⅱ表ア）	千円	
保管ASRに係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合		
（上記が借入金の場合の借入先）		

II 収益の計算表

	単位	
有益部品・有用金属売却益（1台あたり平均）A	円	
解体自動車等処分料金収入（1台あたり平均）B	円	
販売費及び一般管理費（1台あたり平均）C	円	
新規引取解体自動車年間処理台数 D	台	
新規引取解体自動車等利益 $E=(A+B-C) \times D$	千円	
保管解体自動車年間処理台数 F	台	
保管解体自動車等利益 $G=(A-C) \times F$	千円	
自動車破砕業による利益 ア $H=E+G$	千円	
保管ASRに係る処分費用 イ I	千円	

III 単価（1台あたりの平均）の算出方法

有用部品・有用金属売却益 →ⅡのAへ	
解体自動車等処分料金収入 →ⅡのBへ（注）	
販売費及び一般管理費 →ⅡのCへ	

（注）1 処分料を徴収して引取ることを想定しているが、解体自動車を買取っている場合は、マイナスで計上してください。

2 過去直近3年間の決算書（個人の場合は、所得税納税申告書及び納税証明書）を添付してください。

2-2. 詳細収支見積書 (つづき)

詳細収支見積書附表

項目	直近期の 実績 (千 円)	単価 (円)	主な取引 先、引渡先 又は売却先	備 考
収 入	廃棄物収集運搬手数料			前年度輸送台数 () 台
	解体自動車処分受託手数料(注)			前年度受託実績 () 台
	有用物・有用金属売却収入			※主な内訳は下記のとおり
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	その他			
	A S R引渡料金			前年引渡実績 () t
支 出	解体自動車引取費用 (注)			前年引取台数 () 台
	廃棄物処分委託手数料 (計)			
	A S R			
	解体自動車			
	(種類)			
	(種類)			
	(種類)			
	(種類)			
	(種類)			
	(種類)			
その他の廃棄物				

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入してください。
 2 直近年について作成してください。
 3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、解体自動車を買取っている場合は、支出欄に記載してください。

2-3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注) 前年度の決算書 (貸借対照表を含む。) を添付する場合は、作成不要

第7号の1様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

運搬車両（写真貼り付け台紙）

自動車登録番号	
斜 め 前 方	
斜 め 後 方	

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

第7号の2様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

運搬容器（写真貼り付け台紙）

種 類	
写 真	
種 類	
写 真	

審査結果報告書（解体業）

申請者	
-----	--

事業所の所在地 及び用途地域	
1日あたり処理 可能台数	

【審査結果】

項 目		審 査 結 果 及 び 意 見	判定
事業を的確かつ継続して行うに足る基準に適合すること	事業の用に供する施設	・使用済自動車保管施設 (解体するまで)	
		・燃料抜取場所	
		・解体作業場	
		・部品保管施設	
		・解体自動車の保管施設	
	申請者の能力	・標準作業書の常備及び従事者への周知	
・事業を継続できないことが明らかでないこと（事業計画、収支等）			
欠格要件への該当			

【 経 過 】

事 項	年 月 日	特 記 事 項

<参考事項>

周辺住民等への周知等の 概要及びその結果	
関係法令手続の経過	

審査結果報告書（破砕業）

申請者	
-----	--

事業所の所在地 及び用途地域	
業の区分	破砕、破砕前処理（圧縮、せん断）
1日あたり処理 可能台数	

【審査結果】

項 目	審 査 結 果 及 び 意 見	判定
事業を的確かつ継続して行うに足る基準に適合すること	事業の 用に供 する施 設 ・破砕するまでの保管施設	
	・破砕前処理施設	
	・破砕施設	
	・破砕残さの保管施設	
	・圧縮またはせん断した後の解体自動車の保管施設	
	申請者の能力	・標準作業書の常備及び従事者への周知 ・事業を継続できないことが明らかでないこと（事業計画、収支等）
欠格要件への該当		

【 経 過 】

事 項	年 月 日	特 記 事 項

<参考事項>

事前手続における関係各課協議の概要及びその対応※関係各課協議の回答書の写を添付	
周辺住民等への周知等の概要及びその結果	
関係法令手続の経過	

許可通知書

茅ヶ崎市指令 第 号
(住所)
(氏名(法人にあっては、法人の名称
及び代表者の氏名))

年 月 日付けで申請があった解体業については、使用済自動車
の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第60条第1
項の規定に基づき、別添の解体業許可証に記載のとおり許可します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日
の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をする
ことができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過
すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表
する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所に処分の取消しの訴え
を提起することもできます(なお、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して
1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなると
す。)。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁
決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を
被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となりま
す。)横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができま
す。

年 月 日

茅ヶ崎市長

公 印
省 略

受領書

年 月 日付け茅ヶ崎市指令 第 号の解体
業許可通知書及び解体業許可証を確かに受領しました。

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住 所	
名 称	
受領者氏名	印

許可通知書

茅ヶ崎市指令 第 号
(住所)
(氏名(法人にあつては、法人の名称
及び代表者の氏名))

年 月 日付けで申請があつた破砕業については、使用済自動車
の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第67条第1
項の規定に基づき、別添の破砕業許可証に記載のとおり許可します。
この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の
翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をするこ
とができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算し
て3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過す
ると審査請求をすることができなくなります。)
この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算し
て6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表す
る者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを
提起することもできます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日
から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1
年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
す。)
ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁
決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を
被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となりま
す。)横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができ
ます。

年 月 日

茅ヶ崎市長

公 印
省 略

受領書

年 月 日付け茅ヶ崎市指令 第 号の破砕
業許可通知書及び破砕業許可証を確かに受領しました。

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住 所	
名 称	
受領者氏名	印

許可通知書

茅ヶ崎市指令 第 号
(住所)
(氏名(法人にあっては、法人の名称
及び代表者の氏名))

年 月 日付けで申請があった破砕業変更許可申請については、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第70条第1項の規定に基づき、別添の破砕業許可証に記載のとおり変更して記載のとおり許可します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

茅ヶ崎市長

公 印
省 略

受領書

年 月 日付け茅ヶ崎市指令 第 号の破砕業変更許可通知書及び破砕業許可証を確かに受領しました。

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住 所	
名 称	
受領者氏名	印

第10号様式（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

年 月 日

解体業不許可通知書

住所（法人にあつては、名称）
氏名（及び代表者の氏名）

茅ヶ崎市長



年 月 日付けで申請のあつた解体業の許可については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項の規定に基づき、次の理由により許可できませんので、同条第2項の規定により通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

理 由

第11号様式（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

年 月 日

破 碎 業 不 許 可 通 知 書

住 所（法人にあつては、名称）
氏 名（及び代表者の氏名）

茅ヶ崎市長



年 月 日付けで申請のあつた破碎業の許可（変更の許可）の申請については、次の理由により、使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項（第70条第2項で準用する同法第69条第1項）の規定により許可できませんので、同条第2項（同条第2項において準用する同法第69条第2項）の規定により通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

理 由

第12号様式（第10条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

年 月 日

引 取 業 者 登 録 等 通 知 書

住 所（法人にあつては、名称）
氏 名（及び代表者の氏名）

茅ヶ崎市長



年 月 日付けで申請（届出）があつた引取業の登録（登録の変更）については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第44条第1項（第46条第2項）の規定により登録（登録の変更）をしたので、同条第2項（同条第3項において準用する同法第44条第2項）の規定により通知します。

事業所の名称

事業所の住所

登録番号

登録の年月日 年 月 日

登録の有効期限 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日

の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日

備考 登録の変更の場合にあつては、変更後の登録内容を記載しています。

年 月 日

フロン類回収業者登録等通知書

住 所（法人にあつては、名称）
氏 名（及び代表者の氏名）

茅ヶ崎市長



年 月 日付けで申請（届出）があつたフロン類回収業の登録（登録の変更）については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第55条第1項（第57条第2項）の規定により登録（登録の変更）をしたので、同条第2項（同条第3項において準用する同法第55条第2項）の規定により通知します。

事業所の名称

事業所の住所

登録番号

登録の年月日 年 月 日

登録の有効期限 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 登録の変更の場合にあつては、変更後の登録内容を記載しています。

第14号様式（第10条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

年 月 日

引 取 業 者 登 録 拒 否 通 知 書

住 所（法人にあつては、名称）
氏 名（及び代表者の氏名）

茅ヶ崎市長



年 月 日付けで申請のあつた引取業の登録については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項の規定に基づき、次の理由により登録ができませんので、同条第2項の規定により通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

理 由

備考 登録の変更の場合にあつては、変更後の登録内容を記載しています。

第15号様式（第10条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

年 月 日

フロン類回収業者登録拒否通知書

住所（法人にあつては、名称）
氏名（及び代表者の氏名）

茅ヶ崎市長



年 月 日付けで申請のあつたフロン類回収業の登録については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項の規定に基づき、次の理由により登録ができませんので、同条第2項の規定により通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

理 由

備考 登録の変更の場合にあつては、変更後の登録内容を記載しています。

第16号様式（第14条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

自動車解体業許可等調整経過票

相談案件			
相談開始	年 月 日	許可申請日	受付 年 月 日
事業予定計画書受理	年 月 日		受理書交付 年 月 日
関係各課協議 (破砕業の場合)	実施 年 月 日	竣工検査完了	年 月 日
	回答 年 月 日		許可等日 年 月 日
相談案件の 廃止	年 月 日 (理由)	許可等年月日	交付日 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可)
相談実施日	応対者名	指 導 概 要	
	(市) (計画者)		

(継 続)

相談実施日	対応者名	指 導 概 要
	(市) (計画者)	